

医療安全トピックス TOPICS

Vol.83

高井 仁美

日本医療安全調査機構 医療事故調査・支援事業部

「医療事故調査の実施に関する相談」と 「センター合議」について

●医療事故調査・支援センターにおける 相談窓口の対応状況

医療事故調査制度においては、医療法第6条の10に基づき、病院等の管理者が医療事故報告に該当すると判断した場合に、医療事故調査・支援センター（以下：センター）へ報告しなければなりません。センターでは、医療事故調査の実施に関して医療関係や一般の皆さまから電話による相談を受け付けております（相談専用ダイヤル：03-3434-1110）。最近では、相談は毎月160件前後寄せられており、医療機関からの相談は平均86件/月、一般の皆さまからの相談は平均60件/月、それ以外の相談が平均12.5件/月あります。

医療関係の皆さまからは、「予期せず患者さんが亡くなられたが、医療事故に該当するか」「何か手技を行ったわけではないが、入院管理中、転倒した後に急変し亡くなられた。この場合、医療事故に該当するか」など、医療事故報告の判断に関する内容や、「外部委員はどのようにお願いすればいいのか」「調査報告書は、どのように書けばいいのか」等の相談が寄せられています。

一般の皆さまからは、病院から「医療事故調査制度についての説明がなかった」「医療事故調査制度の医療事故には該当しないと判断したと言われたが、理由がわからない」という内容の相談が寄せられています。

センターでは、状況をうかがい、相談内容の求めに応じて助言や制度の説明等の対応をしております。

●センター合議

センターでは、医療機関が行う「医療事故の判断」に関する相談に対して、ご希望の場合に「センター合議」を行い、客観的、専門的な視点から判断の考え方を「助言」としてお伝えしています。

具体的には、まず医療機関から報告対象事例となるか迷う具体的事例について、「事例相談用紙（センター様式5）」（図1）に個人名や医療機関名を匿名化した

【図1】事例相談用紙（センター様式5）

医療事故調査・支援センター 宛					
【事例相談用紙】 ※電話番号や所在地等は記載せず、併せてご提供ください。					
患者年齢	診療科	総病棟数			
死亡日時	平成 年 月 日 () 時 分				
<臨床診断と治療経過・死因等>					
<事故発生（医療行為）前後の状況、死亡までの経過> 詳細系列でご記載ください。					
<確定死亡原因・搬送した医療との関係も含めて>					
<死亡の手続きに関する説明・記録等の状況>					
<相談内容>					
<質問・おのれ等>					
【解決】 <input type="checkbox"/> 有（実施日：平成 年 月 日 死亡 時間） <input type="checkbox"/> 無					
【未】 <input type="checkbox"/> 有（実施日：平成 年 月 日 死亡 時間） <input type="checkbox"/> 無					
センター様式 5 事例相談用紙					

ホームページよりダウンロードできます。